

宗像市都市構造分析業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本市では、公共施設の老朽化が進行しており、建築後30年を経過している施設は、全公共施設の延床面積の60%以上を占めている。加えて、人口減少、物価高騰といった社会情勢の急激な変化の中でも、公共施設を管理し、公共サービスの提供を維持する必要がある。

本市では、令和5年度から公共施設の包括管理を導入し、民間事業者のノウハウを取り入れることで、公共施設の安全性の向上と長寿命化を図っており、公共施設の管理水準は高水準で保たれているが、将来にわたって公共サービスの提供を持続可能なものとするためには、将来的な「まち」の在り方を定め、集約化・複合化も含む公共施設の更なる適正化を推進していく必要がある。

そこで、本業務により、公共施設の情報と各種計画及び統計データなど、多角的な情報を重ね合わせ可視化した宗像市の都市構造分析及びそれらを踏まえた公共施設の再編案を作成することで、令和9年度以降、各公共施設の適正化を具体にし、数十年先を見据えた中長期での「まち」の在り方の検討材料とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 宗像市都市構造分析業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「宗像市都市構造分析業務委託仕様書(案)」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで |
| (4) 提案上限額 | 7,490,000円(うち消費税及び地方消費税額680,909円) |

3 プロポーザルの参加資格

- (1) プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、共同事業者による参加の場合は、特別な記載がない限り、構成事業者のすべてが要件を満たすこと

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

イ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

ウ 国税及び地方税を滞納していない者

- エ 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- カ 法人であって、その役員が上記「オ」に該当しない者
- キ 令和8年5月8日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ク 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる者であること。

(2) 共同事業体による参加要件

共同事業体により参加を希望する場合は、次の要件を満たさなければならない。

- ア 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成員になることはできないものとする。
- イ 1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ウ 共同事業体により参加表明した後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めないものとする。

4 実施スケジュール

本事業における事業者の募集、選定にあたってのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程
実施要領等の公告	令和8年5月8日（金）
参加表明書提出締切	令和8年5月22日（金）12時まで
質疑書提出締切	令和8年5月22日（金）12時まで
質疑書の回答	令和8年6月1日（月）17時まで
企画提案書等提出締切	令和8年6月10日（水）12時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年6月25日（木）
審査結果の通知	令和8年6月30日（火）17時まで

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市都市管理部アセットマネジメント推進課（本館2階M34番窓口）

電話 0940-36-9811

FAX 0940-36-7005

メールアドレス asset@city.munakata.lg.jp

(2) 実施要領等の公告期間

ア 公告期間：令和8年5月8日から令和8年6月10日まで

イ 公告方法：

上記(1)の担当部署で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロードできる。

※宗像市公式ホームページアドレス

<https://www.city.munakata.lg.jp/list00105.html>

→「しごと・産業」→「入札・契約」→「プロポーザル案件」

※窓口配布については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。

(3) 応募書類の提出場所及び提出方法

ア 提出場所：上記(1)に同じ。

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

6 質疑・回答

(1) 受付期間：令和8年5月8日（金）から令和8年5月22日（金）12時まで

※受付期間後に提出された質疑には回答しない。

(2) 質疑様式等：様式は指定様式（様式5）のみとする。

(3) 質疑方法：上記「5（1）」に記載のメールアドレスあてにメールで提出すること。

※メールの件名は「【参加者名記入】宗像市公共施設適正化基礎調査業務委託質疑書」とすること。

(4) 回答予定日：令和8年6月1日（月）17時まで

(5) 回答方法：参加表明書提出者に電子メールにて回答する。

7 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：1部

宗像市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない事業者は、参加表明書に次の①～⑤の書類を添付して提出すること。

なお、共同事業体による参加の場合で、構成事業者の中に宗像市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない事業者が含まれるときは、当該事業者分につき、参加表明書に次の①～⑤の書類を添付して提出すること

① 暴力団排除に関する照会同意書（様式4）：1部

② 登記簿謄本：1部

※履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。参加表明日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

③ 国税に滞納のないことの証明書：1部

※納税証明書その3の3。参加表明日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

④ 地方税（市町村税）に滞納のないことの証明書：1部

※事業所所在地における本社名義の市町村税。参加表明日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

⑤ 【宗像市内の事業所の場合のみ】

代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税に滞納がないことの証明書：1部

※参加表明日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

イ 会社概要（既存パンフレット等代用可）

※共同事業体の場合、すべての構成事業者分提出

ウ 企画提案書兼誓約書（鑑）（様式2）：10部

エ 企画提案書（任意様式）：各10部

※作成に当たっては「9. 企画提案書の作成要領」に基づき作成すること。

※別途CD又はDVDによるPDFデータを1部提出すること

オ 価格提案書（任意様式）：各10部

※作成に当たっては「9. 企画提案書の作成要領」に基づき作成すること。

カ 過去の同種・類似業務の受注実績（様式3）：10部

※令和元年度以降の受注実績について、なるべく詳細に記載すること。

(2) 提出期限

上記（1）のア、イ …… 令和8年5月22日（金）12時まで

上記（1）のウ～カ …… 令和8年6月10日（水）12時まで

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定

以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- イ 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 参加資格の確認通知について

- (1) 参加資格の有無については、上記「7 (2)」で示す提出期限から14日以内にメールで各参加表明者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

9 企画提案書等の作成要領

「7 (1)」のウ～オに示す各書類の作成に当たっては、次の要領に従って作成すること。

区分	作成要領
表紙（鑑）	・企画提案書兼誓約書（鑑）（様式2）により作成すること。
企画提案書	<p>・様式は任意とし、用紙サイズはA4とし、片面印刷で20ページ以内とする。</p> <p>・A3サイズ横使い片面1枚を、A4サイズに折り込むことも可能とする。この場合、1枚を2ページとする。</p> <p>・各ページにはページ番号を記入すること。</p> <p>・別に定める仕様書及び「10 評価方法等」の内容を十分に理解し、以下の項目に沿って、具体的かつ実現可能な提案を記載すること。</p> <p>【提案書に記載する項目】</p> <p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要、組織、人的基盤、同種・類似業務の実績、人員配置、資格の有無のほか、その他PRしたい事項等について記載。 <p>②本業務の基本的考え方、コンセプトの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を踏まえ、どのような視点で本業務に取り組むか記載。 <p>③2050年時点での都市構造分析と2044年時点での再編案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような手法で分析を行うか記載。 ・その分析手法によりどのような分析結果、再編案が導かれるか例示。 ・分析結果としてどのような情報が示されるのか例示。 ・独自の活用データ、分析手法があるか記載。 <p>④10年間の短中期での再編ロードマップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの地域、用途・機能で再編ロードマップを作成するか例示。 ・提案可能な再編ロードマップの数を記載。 <p>⑤成果品の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③と④のイメージ図を用いて、公共施設再編に向けた庁内外の検討にどう活用できるか記載。 ・上記以外にどのような活用ができるか記載。 <p>⑥業務工程</p> <p>業務実施にあたっての、スケジュール及び各工程ごとの作業内容</p>

	<p>の概要を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自提案については、上記記載項目内において、独自提案であることが分かるように工夫し記載すること。 ・仕様書に掲げる事項以外についても、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。 ・提案内容は、仕様書を参考に作成するものとし、それぞれの実現にあたり、必要な要件や期間など諸条件がある場合には、その旨をそれぞれ記載すること。
<p>価格提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式とし、片面印刷とする。 ・あて先は「宗像市長」（市長の氏名は記載しないこと） ・価格提案書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税額を明記する。 ・提案価格について、提案上限額を超える提案を行った場合は失格とする。 ・合計を記載し、その算出根拠となる積算内訳を明記する。仕様書「5. 業務内容」について、その内訳が分かるように示すこと。 ・提案価格には、独自提案や新規サービスの実現にかかる経費も含むこと。

10 評価方法等

(1) 評価内容と観点

評価の内容	評価の主な観点
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施に十分な知識及び技術力、経験、持続可能な組織体制や人的基盤等を有しており、提案内容を実施するに十分な環境が整っているか。 ・本業務の実施にあたり、円滑な連絡・調整を行える人員を配置しているか。
2 本業務の基本的考え方、コンセプトの整理	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における課題、本業務の目的を理解した上で、本業務の実施における基本的な考え方が適切に示されているか。
3 2050年時点での都市構造分析と2044年時点での再編案	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報や事例を整理し、多角的な分析ができるか。 ・根拠に基づいた妥当な分析結果、再編案となるか。 ・周辺自治体の影響や本市独自の要因を捉えられるか。 ・独自のデータ、分析手法があるか。
4 10年間の短中期での再編ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の課題、目的を踏まえた具体的かつ実現可能な提案がされるか。 ・提案可能数は何件か。
5 成果品の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・成果品には、庁内外での議論に活用できる情報が示されるか。 ・それらの情報を整然とまとめられるか。 ・本市における事業検討において、公共施設の適正化以外に多分野での成果品の活用が可能か。
6 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的に業務を推進することができる具体性、妥当性の高い工程となっているか。
7 価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・価格提案書による価格

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時 令和8年6月25日(木)

イ 実施場所 宗像市役所

※詳しい時間・場所は後日連絡

ウ 実施方法

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて20分以内で説明するものとし、質疑応答は10分以内とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は提出資料(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。ただし、提出資料に基づく補足資料は提示可とする。

※パソコン、接続ケーブル類及びプレゼンテーションのデータは各参加事業者で準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市で準備する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格評価、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、上記(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ 上記「ア」、「イ」に関わらず、総合点が満点の60%に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、プレゼンテーションを実施する。

イ 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者
- ③ 提案価格の金額が「2(4)」の上限額を超える者
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった者
- ⑤ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

ウ 選定の経過に対する問い合わせには応じない。

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を送付する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、アセットマネジメント推進課窓口にて令和8年7月1日（水）から令和8年7月10日（金）まで供覧に供するものとする。

- (1) 第1候補者の候補者名と総合評価点
- (2) 全参加者名

12 契約手続き

- (1) 候補者と宗像市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。
- (4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した文書によって辞退の旨を申請すること（様式なし）。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次順位者を候補者とする。
- (6) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又はこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

13 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、6月2日（火）までに「参加辞退届（様式6）」を提出すること。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。
- (4) 参加表明書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めるところがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。